

重要

令和5年度 特産果樹産地育成・ブランド確立事業

対象果樹は「ぶどう」「おうとう」「もも」「ネクタリン」「ブルーベリー」

令和4年9月

特産果樹生産農家の皆さまへ

補助事業（特産果樹）に係る来年度予算要求の参考にするので、事業実施を希望する場合は【実施要望書】に記入の上、見積書・図面・植栽予定図と併せて産業課農業振興班（担当：山田）へ提出してください。

1. 事業の詳細

事業内容等	予定補助率	備考
1 特産果樹導入型 (1) 生産基盤の整備 苗木・支柱・樹棚の購入	県 事業費の1/4以内 ※町は未定	○事業実施主体 ・農協、営農集団（運営に関する規定等が定められていること） ・認定農業者・認定新規就農者 ・知事が認める団体
2 特産果樹生産性向上型 (1) 雨よけハウス (2) 簡易選果機	2、3ともに 県 事業費の1/3以内 町 未定 (前年は1/3以内)	○受益面積 1 } 10a以上 2-(1)、3 } ※ 2-(2) 1ha/1台 ※
3 特産果樹品質向上型 (1) 低コスト簡易型ハウス※ (2) 被覆資材巻上機 (おうとう雨よけハウスへの後付けに限る)		※ただし、認定農業者・認定新規就農者が実施する場合はこの限りでない。

※「低コスト簡易型ハウス」とは、塩化ビニルフィルム、ポリオレフィン系フィルム、硬質プラスチックフィルム、硬質プラスチック板等、ガラス以外の資材で被覆された施設であって、その中で肥培管理を人が通常の姿勢でその中に入ったまま行える軒高を有するもの。

2. 提出期限 **令和4年9月30日（金）【厳守】**

3. 添付書類
- ①見積書
 - ②事業実施園地の図面
 - ③植栽計画を具体的に示した植栽予定図（様式は任意）。

4. 注意事項 **事業の実施は決定ではありません。**実施の可否や補助率については、今後、県が要望の状況に応じて判断します。

お得情報 …水田に特産果樹を新植（永年転作）した場合、上記補助のほか、町と国から次の補助がもらえます。

町《初年度のみ》	国《3年間》
【面積助成】20,000円（10㍍あたり）	32,520円（10㍍あたり）
【苗木助成】苗木代金の1/4の金額	（10,840円（10㍍あたり）×3年間）
	※町設定の産地交付金

※ 国の補助は今年度の金額であり、今後変更になることがあります。

【問い合わせ先 … 産業課農業振興班 担当：山田（Tel.22-2111 内293）】

令和5年度 特産果樹産地育成・ブランド確立事業 《 実施要望書 》

令和4年 月 日

【住所】 鶴田町大字 _____

【氏名】 _____

【電話】 自宅 _____ 携帯 _____

標記事業について、次のとおり実施を要望いたします。
なお、事業実施園地および植栽予定図は、別紙のとおりです。

事業実施園地：所在地： _____

果樹品目・品種名：品目： _____ 品種： _____

1 特産果樹導入型

(1) 生産基盤の整備

○苗木・支柱等の購入

面積： _____ アール 苗木： _____ 本

支柱：3メートル _____ 本 4メートル _____ 本

うで木：1メートル _____ 本 60センチ _____ 本

パイプ：(_____ × _____) _____ 本

番線：No. _____ 巻 No. _____ 巻

エスター線：No. _____ 巻 No. _____ 巻

樹皮堆肥： _____ 袋

キングシェル： _____ 袋

2 特産果樹生産性向上型

(1) 雨よけハウス 幅： _____ ㍍ × 長さ： _____ ㍍ × _____ 棟

(2) 簡易選果機 数量： _____ 台 受益面積： _____ ヘクタール

3 特産果樹品質向上型

(1) 低コスト簡易型ハウス 幅： _____ ㍍ × 長さ： _____ ㍍ × _____ 棟

(2) 被覆資材巻上機 幅： _____ ㍍ × 長さ： _____ ㍍